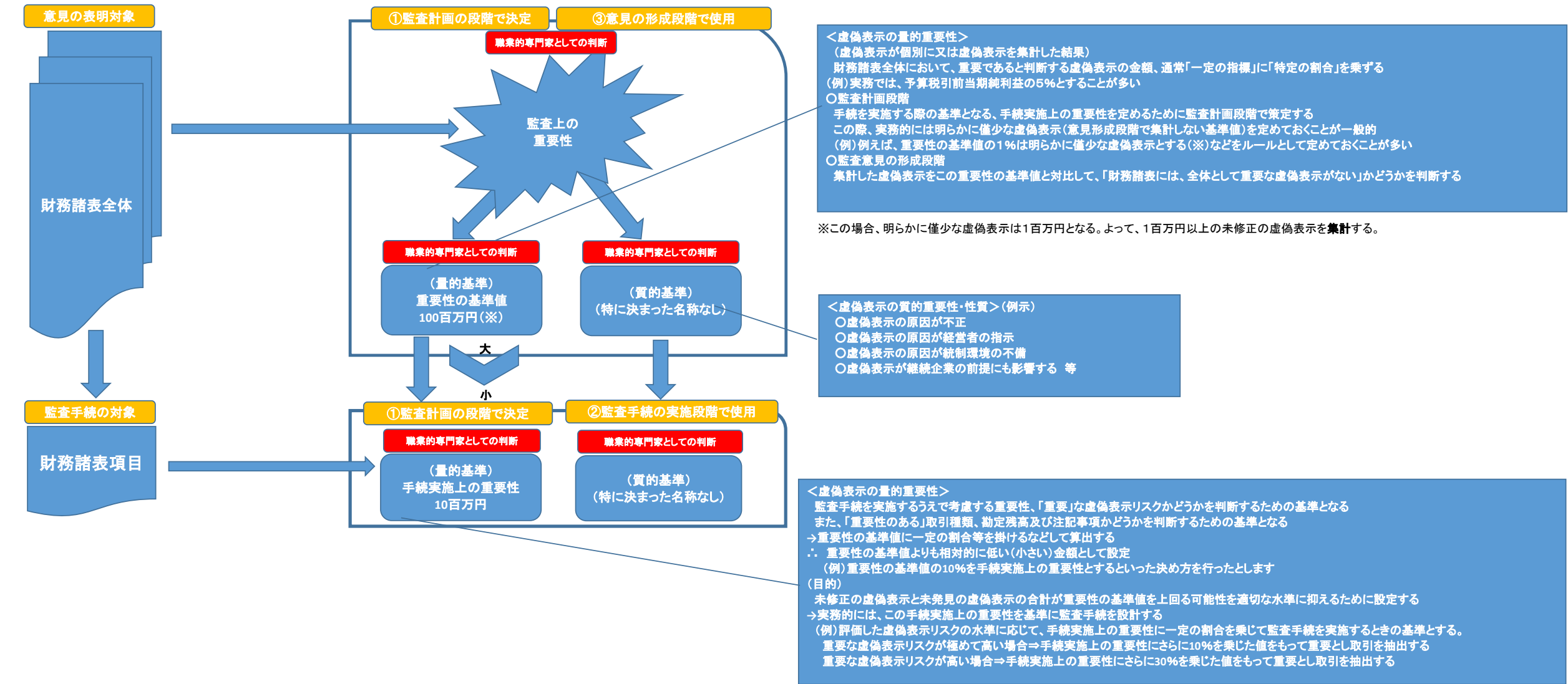


【図表4】監査上の重要性



◎虚偽表示の集計・評価モデル(例) ◎監査意見の形成段階

※上記の重要性の基準値(100百万円)を前提として、ある監査業務で、監査手続を実施した結果、次の2つのパターンの虚偽表示が発見されたとする。集計したA～Dについて経営者に修正するよう求めたが(指導的機能)、招集通知の発送期限が迫っているため修正したくないという申し入れがあった。それぞれにおいて表明の可能性のある意見と虚偽表示の集計の流れは次の通り。意見形成の場面であるため、手続実施上の重要性(10百万円)を使用することはない点注意！10百万円という手続実施上の重要性を用いて発見された虚偽表示が以下のA～Eですが、いまは手続実施後の意見形成の場面です。

○パターン1

項目毎の未修正の虚偽表示	金額	集計	個別に	集計して	かつ原因	監査意見
虚偽表示A	30百万円	する	重要でない(<100百万円)	重要でない (計71百万円<100百万円のため)	誤謬	無限定適正意見 (である可能性) なぜなら、未修正だが量的にも質的にも重要ではない
虚偽表示B	20百万円	する	重要でない(<100百万円)		誤謬	
虚偽表示C	11百万円	する	重要でない(<100百万円)		誤謬	
虚偽表示D	10百万円	する	重要でない(<100百万円)		誤謬	
虚偽表示E	0.1百万円	しない(※)	—		誤謬	

(※)虚偽表示Eは、明らかに僅少な虚偽表示の基準である1百万円未満であることから、監査意見の形成段階での虚偽表示の集計の際に集計する虚偽表示の金額に含めません。また、集計された虚偽表示のもののうち、未修正のもの(財務諸表に現にある誤り)を未修正の虚偽表示といいます。

(注意点①)

上記のパターン1、パターン2はそれぞれモデルとして単純化したものですので、必ずしも上記の監査意見になるとは限りません。
場合によっては、集計された虚偽表示の合計額<重要性の基準値の場合にも限定付意見になる可能性もありますし、逆に集計された虚偽表示の合計額>重要性の基準値であっても無限定適正意見になる可能性もあります。
いずれにしても、最終的にどのような監査意見を表明するかは、監査人が監査上の重要性に照らして判断することとなります。

(注意点②)

パターン2については、不適正意見となることを恐れた経営者がもし虚偽表示Aを修正することとなった場合には、集計して財務諸表全体にとって重要な虚偽表示ではなくなることから(45百万円<100百万円)、無限定適正意見となる可能性があります。

○パターン2

項目毎の未修正の虚偽表示	金額	集計	個別に	集計して	しかも原因	監査意見
虚偽表示A	80百万円	する	重要でない(<100百万円)	重要である (計125百万円>100百万円のため)	誤謬 不正 不正 誤謬 誤謬	不適正意見 (である可能性) なぜなら、量的にも質的にも重要な虚偽表示が未修正
虚偽表示B	20百万円	する	重要でない(<100百万円)			
虚偽表示C	15百万円	する	重要でない(<100百万円)			
虚偽表示D	10百万円	する	重要でない(<100百万円)			
虚偽表示E	0.1百万円	しない(※)	—			